

前橋市子ども・子育て支援事業計画進捗状況

1 教育・保育施設の状況について

単位：人

(1) 幼稚園・認定こども園【1号及び2号相当、3～5歳児】			第二期事業計画					R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度 実績(B)	計画に対する '充足率(B/A) ※3
市全域(合計)			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度(A)	R6年度				
①量の見込み	1号認定	認定対象園	1,995	1,976	1,935	1,916	1,882	2,222	2,031	1,931	88.1%
		確認を受けない幼稚園※2						124	124	124	
		小計 ア							2,346	2,155	
	2号相当 ※1	認定対象園	433	429	420	416	409				
		確認を受けない幼稚園※2									
		小計 イ									
小計 ウ (ア+イ)			2,428	2,405	2,355	2,332	2,291	2,346	2,155	2,055	88.1%
②確保方策	1号認定		3,760	3,742	3,782	3,802	3,777	3,548	3,341	2,568	67.5%
	確認を受けない幼稚園※2		140	140	140	140	140	140	140	120	85.7%
小計 エ			3,900	3,882	3,922	3,942	3,917	3,688	3,481	2,688	68.2%
合計(エーウ)			1,472	1,477	1,567	1,610	1,626	1,342	1,326	633	

※ 「量の見込み」はニーズ量を意味し、事業計画では利用見込み人数を想定した数値であり、年度ごとの実績では実際の利用希望者数を示します。

※ 「確保方策」は受け皿を意味し、事業計画では各施設の最大受入可能人数を想定した数値であり、年度ごとの実績では実際の総定員数を示します。

※ 「実績」は年度当初の年齢を基準とした毎年度3月1日の数値を示します。

※1 共働き世帯など本来であれば2号認定となるが、教育の利用ニーズが高いため、1号認定を希望する世帯数です。

※2 新制度に移行していない私立幼稚園を指します。

※3 事業計画で見込んだ数字を現状においてどの程度満たしているかを示す指標であり、事業計画の令和5年度見込み(A)と令和5年度実績(B)を比較したの割合を指します。

(2) 保育所(園)・認定こども園など【2号認定、3～5歳児】		第二期事業計画				R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度 実績(B)	計画に対する 充足率(B/A) ※4
市全域(合計)		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度(A)				
①量の見込み(2号認定)		4,894	4,848	4,747	4,701	5,225	5,325	5,242	111.5%
認可外施設入所者数		-	-	-	-	124	120	152	-
②確保方策	教育・保育※1	5,027	5,077	5,092	5,188	5,216	5,350	5,467	105.4%
	定員超過による受入数※2	-	-	-	-	9	-25	-225	-
	地域型保育※3	-	-	-	-	-	-	-	-
認可外保育施設※4		-	-	-	-	143	133	192	-
合計(②—①)		133	229	345	487	19	13	40	

※ 「量の見込み」はニーズ量を意味し、事業計画では利用見込み人数を想定した数値であり、年度ごとの実績では実際の利用希望者数を示します。

※ 「確保方策」は受け皿を意味し、事業計画では各施設の最大受入可能人数を想定した数値であり、年度ごとの実績では実際の総定員数を示します。

※ 「実績」は年度当初の年齢を基準とした毎年度3月1日の数値を示します。

※1 認定こども園、保育所(園)の合計数です。

※2 施設の職員配置基準や面積基準を守りつつ、なお余裕がある場合に定員以上に受入れられる児童数(弾力運用という)を指します。

※3 子ども・子育て支援新制度において新設された認可施設の類型(小規模保育や事業所内保育など)を指します。令和5年度末現在、本市に該当施設はありません。

※4 企業主導型保育事業の地域枠を含む認可外保育施設を指します。

※5 事業計画で見込んだ数字を現状においてどの程度満たしているかを示す指標であり、事業計画の令和5年度見込み(A)と令和5年度実績(B)を比較したの割合を指します。

(3) 保育所(園)・認定こども園など【3号認定、0～2歳児】			第二期事業計画										R3年度 実績		R4年度 実績		R5年度 実績(B)		充足率(B/A) ※5	
市全域(合計)			R2年度		R3年度		R4年度		R5年度(A)		R6年度									
			1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳
①量の見込み(3号認定)			2,721	819	2,694	792	2,650	780	2,586	773	2,555	765	2,822	824	2,843	870	2,835	919	109.6%	118.9%
認可外施設入所者数			199	68	199	68	199	68	199	68	199	68	221	115	232	130	282	129		
小計 ア			2,920	887	2,893	860	2,849	848	2,785	841	2,754	833	3,043	939	3,075	1,000	3,117	1,048	109.4%	123.6%
②確保方策	教育・保育※1		2,806	605	2,917	641	2,941	667	3,040	707	3,053	727	2,880	627	3,026	685	3,064	704	100.79%	99.6%
	定員超過による受入数※2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	197	-	185	-	200	-	-
	地域型保育※3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③認可外保育施設※4			199	68	199	68	199	68	199	68	199	68	323	168	325	182	393	185	197.5%	272.1%
小計 イ			3,005	673	3,116	709	3,140	735	3,239	775	3,252	795	3,203	992	3,351	1,052	3,457	1,089	110.1%	148.2%
合計(イ ― ア)			85	-214	223	-151	291	-113	454	-66	498	-38	160	53	276	52	340	41		

※ 「量の見込み」はニーズ量を意味し、事業計画では利用見込み人数を想定した数値であり、年度ごとの実績では実際の利用希望者数を示します。

※ 「確保方策」は受け皿を意味し、事業計画では各施設の最大受入可能人数を想定した数値であり、年度ごとの実績では実際の総定員数を示します。

※ 「実績」は年度当初の年齢を基準とした毎年度3月1日の数値を示します。

※1 認定こども園、保育所(園)の合計数です。

※2 施設の職員配置基準や面積基準を守りつつ、なお余裕がある場合に定員以上に受入れられる児童数(弾力運用という)を指します。

※3 子ども・子育て支援新制度において新設された認可施設の類型(小規模保育や事業所内保育など)を指します。令和5年度末現在、本市に該当施設はありません。

※4 企業主導型保育事業の地域枠を含む認可外保育施設を指します。

※5 事業計画で見込んだ数字を現状においてどの程度満たしているかを示す指標であり、事業計画の令和5年度見込み(A)と令和5年度実績(B)を比較したの割合を指します。

(4)施設全体の合計	第二期事業計画					R3年度 実績	R4年度 実績(B)	R5年度 実績(B)	充足率(B/A)
	R2年度	R3年度(A)	R4年度	R5年度(A)	R6年度				
量の見込み合計①((1)から(3)の合計)	11,129	11,006	10,799	10,659	10,496	利用実績 11,677	利用実績 11,675	利用実績 11,614	108.96%
確保方策の合計②((1)から(3)の合計)	12,605	12,784	12,889	13,144	13,174	確保実績 13,251	確保実績 13,342	確保実績 12,668	96.38%
合計(②—①)	1,476	1,778	2,090	2,485	2,678	1,574	1,667	1,054	

※充足率は事業計画で見込んだ数字を現状がどの程度満たしているかを示す指標であり、事業計画の令和5年度見込み（A）と令和5年度実績（B）をを比較したの割合を指します。

参考

児童福祉施設の最低基準

○前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例 （抜粋）

（設備の基準）

第34条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

（職員）

第36条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。